

別添3

業務説明書

1 趣旨

本業務は、県が管理する道路・河川等の公共土木施設において、地域の実情に応じ一体的な維持管理体制を確保する必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の履行の参加者（以下「応募者」という。）の有無を確認する目的で、当該業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満たすことを確認する書類（以下「参加意思確認書（様式第1号）」という。）の提出を公募するものである。

応募の結果、応募者がいない場合又は4の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件を満たす者」という。）がいない場合にあつては、広域振興局土木部等の長が別途選定する者との随意契約手続に移行する。

応募要件を満たす者が2人以上いる場合にあつては、当該応募要件を満たす者を指名の上競争入札に移行する。

応募要件を満たす者が1者の場合にあつては、当該応募要件を満たす者を契約予定人として決定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 大迫地区道路・河川等維持修繕業務委託
- (2) 業務内容 道路維持修繕 62.8km
河川維持修繕 60.6km
道路除排雪（車道・歩道） 87.4km
- (3) 履行期間 令和8年3月上旬から令和10年3月31日まで

3 業務の詳細な説明

(1) 業務内容

地域の実情により、業務内容を設定する。

ア 道路維持修繕業務

(ア) 道路監視

異常気象時の緊急パトロール

(イ) 路面応急復旧

穴ぼこ等損傷が確認される道路路面の応急復旧（パッチング）

(ウ) 路肩及び路側部における作業

落石崩落土等の除去、倒木の処理

(エ) 小規模構造物等修繕

擁壁、側溝等の損傷箇所修繕

(オ) 歩道維持

歩行者等の通行に支障がある場合の歩道施設の修繕

(カ) 交通安全施設

防護柵・視線誘導標・道路反射鏡・標識等の修繕、バリケード設置

- (キ) 道路除草業務
管理道路の路肩の除草
- (ク) 緊急対応
災害時等の応急対策、通行規制措置等の緊急対応
- イ 河川・砂防維持修繕業務
 - (ア) 河川等巡視
管理河川・管理砂防施設における異常気象時の緊急パトロール
 - (イ) 支障木・流下物処理
河川敷地内における支障木・流下物処理
 - (ウ) 河川等施設修繕
河川堤防、河川護岸、砂防堰堤等の修繕
 - (エ) 水質事故対応
油流出等の水質事故による被害拡大防止措置の対応
 - (オ) 除草
河川堤防等における除草
 - (カ) 緊急対応
災害時等の応急対策
- ウ 橋梁維持修繕業務
 - (ア) 堆積土砂撤去
橋面や支承部周辺の堆積土砂撤去
 - (イ) 立木処理
管理橋梁に影響を及ぼす立木の処理
 - (ウ) 損傷部の補修・修繕
地覆等のコンクリート部分の欠損や局所的な高欄等の損傷箇所修繕
- エ 道路除排雪業務
 - (ア) 道路除排雪
積雪時における管理道路（車道、歩道）の除排雪
 - (イ) 凍結防止剤散布
凍結防止剤散布による管理道路の路面凍結防止
 - (ウ) 冬季対策施設工
スノーポール、防雪柵、砂箱の設置撤去等の作業

その他詳細については、道路・河川等維持修繕業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり。

4 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- (2) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員は、次に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けているこ

と。

ア 代表者

土木工事業に関する特定建設業の許可を有していること。

イ 代表者以外の構成員

土木工事業又はほ装工事業に関する特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。

(3) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期間を経過していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

(5) 公募を行った日から契約日までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。

ア 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定。）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者であること。

イ 法第28条第3項又は第5項の規定により対象業務に対応する業種について本県を含む地域において営業の停止を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者であること。

ウ 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限を受けている者であること。

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(8) 代表者は、県営建設工事競争入札参加資格者名簿において、土木工事B級以上に登録され、かつ庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1327号）第6条に規定する名簿に清掃（道路・公園等）の資格者（以下「清掃」という。）として登録されている者とし、代表者以外の構成員は、土木工事、舗装工事又は清掃の資格者として登録されている者とする。

また、全構成員のうち1人以上は、舗装工事に登録されている者とする。

(9) 代表者は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内に主たる営業所（法第7条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者とする。

イ 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内において、過去5ヵ年以内（公示日から起算して5ヵ年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。）として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者とする。

(ア) 岩手県が発注した岩手県が管理する道路若しくは河川に係る次のいずれかの維持修繕業務又は維持修繕工事

- ① 道路維持修繕業務（全面委託業務）
- ② 河川・砂防維持修繕業務
- ③ 路面損傷復旧業務（パッチング業務）
- ④ 道路除排雪業務
- ⑤ 道路維持修繕工事
- ⑥ 河川・砂防維持修繕工事

- (イ) 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路若しくは河川の維持修繕業務又は維持修繕工事（ア）に掲げる業務若しくは工事に類似する業務又は工事）
- (ウ) 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事
- (10) 代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内に主たる営業所（法第7条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者とする。
 - イ 当該業務委託箇所の存する広域振興局土木部等管内において、過去5ヵ年以内（公示日から起算して5ヵ年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。）として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者とする。
 - (ア) 岩手県が発注した岩手県が管理する道路若しくは河川に係る次のいずれかの維持修繕業務又は維持修繕工事
 - ① 道路維持修繕業務（全面委託業務）
 - ② 河川・砂防維持修繕業務
 - ③ 路面損傷復旧業務（パッチング業務）
 - ④ 道路除排雪業務
 - ⑤ 道路維持修繕工事
 - ⑥ 河川・砂防維持修繕工事
 - (イ) 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路若しくは河川の維持修繕業務又は維持修繕工事（ア）に掲げる業務若しくは工事に類似する業務又は工事）
 - (ウ) 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事
- (11) 本業務に配置する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、次に掲げるいずれかの基準を満たす者（応募者と参加意思確認書の提出期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置できることとし、代表者が監理技術者、代表者以外の構成員が主任技術者を配置するものとする。

ただし、監理技術者等は専任であることを要しないものとする。

 - ア 監理技術者
 - ① 一級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士、技術士（技術部門（建設部門））又は技術士（総合技術監理部門（建設部門））の資格を有すること。
 - ② 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - イ 主任技術者

一級又は二級土木施工管理技士、一級又は二級建設機械施工技士、技術士（技術部門（建設部門））又は技術士（総合技術監理部門（建設部門））の資格を有すること。
- (12) 全構成員のうち1者以上は、特記仕様書で指定する運転員及び除雪機械等を配置できる者とする。

5 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法

(1) 説明書に対する質問受付期間

説明書の交付を開始した日の翌日から5日間（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 質問受付担当

7 (1)に同じ。

(3) 質問方法

書面にて(2)あてに提出。

(4) 回答方法

書面による回答をホームページに掲載。

6 参加意思確認書について

(1) 作成様式

別添様式第1号による。

(2) 記載上の留意事項

別添様式第1号の注意書き等を熟読すること。

(3) 留意事項

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とすること。
- ② 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となること。
- ③ 提出された参加意思確認書は返却しないこと。
- ④ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しないこと。
- ⑤ 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われた場合に限る。）は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めないこと。
- ⑥ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあること。
- ⑦ 応募要件を満たさない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に、書面により、県南広域振興局土木部花巻土木センター所長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができること。
- ⑧ 県南広域振興局土木部花巻土木センター所長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものであること。

7 手続等

(1) 担当

〒025-0075 岩手県花巻市花城町1-41

県南広域振興局土木部花巻土木センター道路整備課道路環境チーム

電 話 0198-41-5408

F A X 0198-22-5929

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月16日 17時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

8 その他

関連情報を入手するための照会窓口 7 (1)に同じ。